

港南台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会運営要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 港南地振第 1977 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市公園条例（昭和 33 年 3 月 31 日横浜市条例第 11 号）第 33 条第 3 項の規定に基づき、港南台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第 2 条 委員会は、港南台北公園こどもログハウスの指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、港南区長（以下「区長」という。）に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項等の内容
- (4) 選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (5) 指定管理者の指定の取消し
- (6) その他区長が選定等について必要と認める事項

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 有識者、学識経験者
 - (2) 施設利用者、地域住民等の代表者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 4 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。
- 5 委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

（委員の責務）

第 4 条 委員は、第 2 条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。
- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、任期を別に定めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、区長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月25日横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(報告)

第10条 委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）等を行ったときは、速やかに当該結果を区長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、港南区地域振興課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 港南台北公園こどもログハウス指定管理者選定委員会要綱（平成17年10月28日港南地振第10055号）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行後最初に第 3 条第 1 項の規定に基づき任命する委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、区長が招集する。